

ウェルフェア イズ ラヴ

2024年7月4日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ ）

日本国憲法第13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

同じく第14条第1項：すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

旧 優生保護法の規程の下で行われていた、強制不妊手術について、「日本国憲法に違反する」と最高裁判所が判決を下しましたね。加えて、極めて異例だと思うのですが、そもそもこの規定を作ったこと自体が既に日本国憲法に違反していたとまで言及されました。

ただ…。法律（学）の世界では決着を見た形になったとしても、障がいのある（自分から見て）こどもが交際や結婚を希望する際に、「我が子の為を想って」避妊手術を行うように指導する保護者や、グループホームで生活する条件として、こどもを作らないことを求める施設があるという現実はまだにあります。

保護者の気持ちも解らなくはないですが、未成年の場合は百歩譲って、当人が成人をしていけば「保護者を含めた他者ができるのはどこまでいってもアドバイスだけ。」ということを中心に留めてほしいなと願います。「自分（たち）でよく考えて。」という経験を積ませることで、結果として思慮の行き届いた判断を行えるようになると想います。

グループホームは、「業務範疇外で子育てまで支援できない」というなら、子育て支援を業務範疇とする支援機関と本人を繋いで下さい。それは、障がい者グループホームの立派な「業務範疇」ではないでしょうか。

スタッフのヒトリゴト

昨日より新紙幣が発行されましたね。皆さんはもう手にされましたか？ちなみに、当事業所代表はまだ手にしていません（笑）。

それはそうと、新紙幣発行に便乗した詐欺事件も多く発生しているようですね…。本当に、詐欺だけは許し難い。窃盗であれば「困窮の末に…。」、暴行や傷害、殺人等であれば、「それ程の怒りが…。」と、決して肯定はできないけれど、加害者の心境を慮れる場合もある。でも、詐欺だけは違います。「人を欺く」という卑劣な行為、酌むべき事情は一切ないと考えます。どうかそんな卑劣な「犯罪者」に騙されないで！

♡LOVE のラブラブな実践♡

今週は、当事業所として初めての領収書発送業務を行いました。

本広報紙「ウェルフェア イズ ラヴ」、現在は無料公開としておりますが、当事業所開設当初（4月～5月第1週まで）は、購読申込をして頂いた方のみ有料で送付させて頂いておりました。

その時に購読して頂いたお客様に領収書を無事発送させて頂くことができました。

事務作業は正直、手間のかかる仕事ですし、様式も全て自分たちで設計しなければいけないのでそれなりに大変ではありますが、こういった作業をひとつひとつ丁寧に行うことも、私たち社会福祉士に求められる「誠実義務」の範疇ですよ。

そして今回領収書や請求書の様式を作成できたことによって、今後相談支援の依頼等があった際にも慌てることなく、「準備はできています。」と自信を持って対応させて頂ける。そのことも、とても良き事であります。

県内の福祉イベント案内 他♪

7月15日（月・祝）【ソーシャルワーカーデー】に、イオンモール高松において、『ソーシャルワーカーデーinかがわ2024 100枚のふくしパネル展』が開催されます。例年のソーシャルワーカーデーは講演会的な企画が多いのですが、今年は会場・内容共にユニークな企画と感じます。申込等も不要なようですので、お時間がある方は、お買い物ついでにちょっとのぞかれてみてはいかがでしょうか。

詳細は、以下のリンクをご確認下さいませ。

[【イベント案内】100枚のふくしパネル展 | お知らせ | 社会福祉法人 香川県社会福祉協議会](#)

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町1562番地 伏石ハイツ第1 201号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

[転載や拡散、配布大歓迎！！](#)

[来週号も乞うご期待♡](#)